

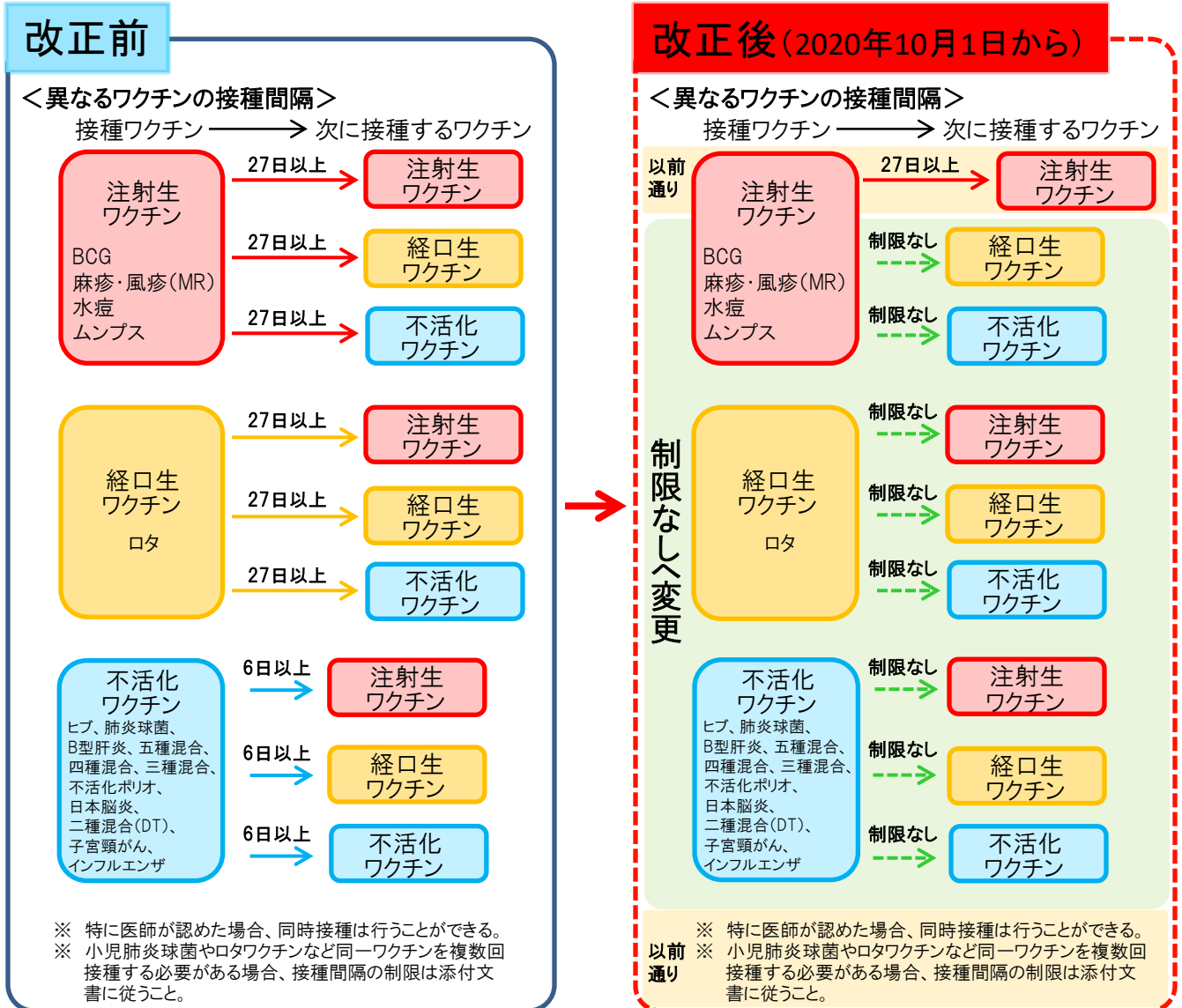
# 2020年10月1日から予防接種の間隔の制限が緩和されています

2020年9月30日までは生ワクチン接種後、次のワクチンまで27日以上の間隔が、不活化ワクチンなら同6日以上必要でしたが、定期接種実施要項の改正に伴い、2020年10月1日からその制限が緩和され、注射の生ワクチン間のみ27日以上空け、その他のワクチン間隔制限がなくなりました。ただし、それぞれのワクチンは規定通りの間隔で行う必要があります。

ロタワクチンは生ワクチンですが、注射ではなく、経口生ワクチンとして、間隔制限はありません。

改正前と改正後の接種間隔のイメージ図を掲載します。

出典：厚生労働省HP『「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について 健発0204第5号 令和2年2月4日』、同『定期接種実施要領(抄) 新旧対照表』



出典：厚生労働省 HP『第36回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会 2019(令和元)年12月23日資料2』、一部改